

《市有地売却要領》 公募入札

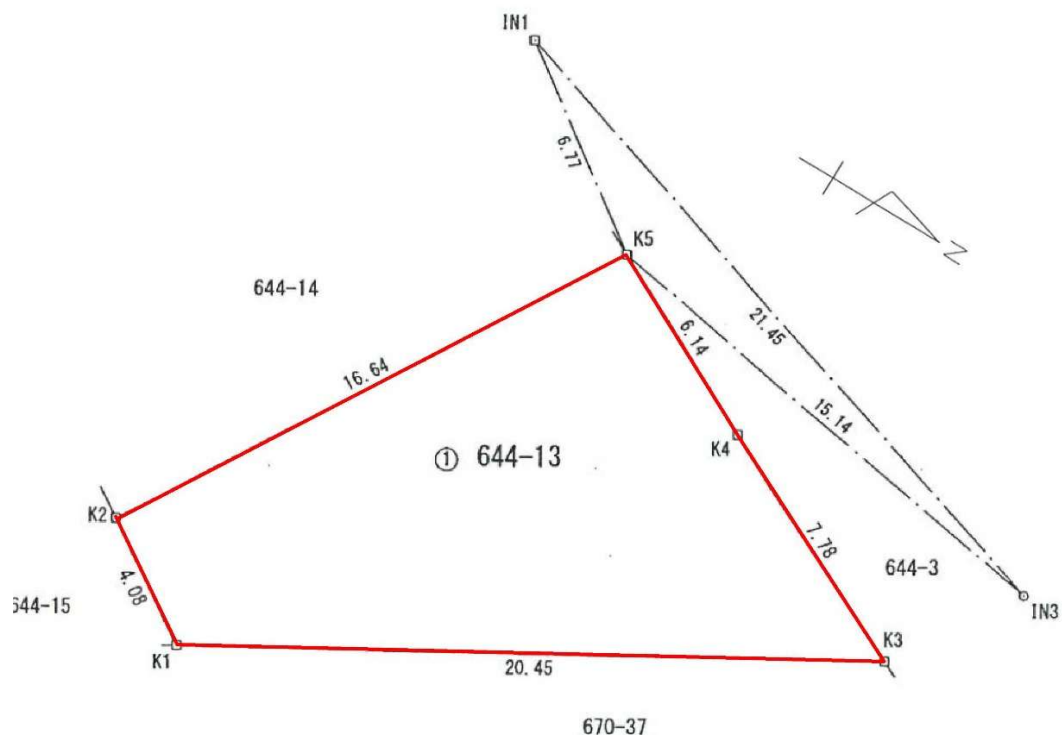
1 所在地

① 滋賀県甲賀市水口町水口地先 1 区画

●位置図



●地積測量図



2 地番・面積

甲賀市水口町水口字車谷644番13 152.56㎡

3 予定価格（最低売却価格）

4,820,000円

4 形状・用途制限・供給処理施設状況等

詳細については、別紙「物件調書」のとおり

※滋賀県建築基準条例により、物件の建築が制限されますので、あらかじめ滋賀県交通まちづくり部建築開発課指導係もしくは、甲賀土木事務所管理調整課建築指導係にご確認ください。また、物件の建築が可能な場合であっても都市計画法、建築基準法、市の条例等により指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関にご確認ください。

5 申込要領

(1) 申込資格

- ・入札日時までに売払予定価格の100分の5に該当する金額を入札保証金として納付可能な方
- ・契約時（入札実施日から10日以内）に契約保証金として売買価格の100分の30を、契約日より30日以内に残額支払いが可能な方
- ・次の①②③④に該当する方は申し込みできません。
 - ① 市税を滞納している方
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方
 - ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に定められた公有財産に関する事務に従事する方
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- ・申込みをされた方が、入札希望者（落札された場合はその物件の買受人）となります。
- ・申込書を提出された方でも、資格審査によりお断りする場合があります。
- ・申込資格条件を満たす2名以上の連名（共有）名義での申し込みも可能です。

(2) 質疑書の受付及び回答

質疑については、別紙質疑書に記入の上、管財課までファクシミリで提出してください。

- ・受付期限：令和8年5月22日（金）まで（土、日曜日、祝日を除く）
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分（5月1日～14日）
午前9時～午後4時45分（5月15日～22日）
- ・宛先：甲賀市役所総務部管財課 FAX 0748-63-4561
質疑書送信後、管財課（TEL 0748-69-2125）へ着信したことを確認してください。
- ・回答方法：甲賀市ホームページ内に令和8年5月27日（水）にアップします。

(3) 申込受付期間及び場所

・申込受付期間、日時（期間厳守）

令和8年5月8日（金）～令和8年6月8日（月）

午前8時30分 ～ 午後5時15分（5月8日～14日）

午前9時 ～ 午後4時45分（5月15日～6月8日）

※ただし、土、日曜日は受付を行いません。

・場所

甲賀市役所 総務部 管財課（庁舎3階）

申込書類を上記場所に直接持参してください。簡単な聞き取りと説明をさせていただきます（郵送・FAXによる申込受付は行いません）。

(4) 申込時に必要なもの

・所定の申込書

申込書類の印鑑は印鑑登録済みのもの（実印）を使用してください。

・印鑑証明書、住民票または商業登記簿等

申込日前3ヶ月以内に発行されたもの。

個人の方は住民票、法人の方は事業等を営んでいることを確認できる書類（商業登記簿・事業経歴書・定款等）を提出してください。

・市税の納税証明書

申込日前3ヶ月以内に発行されたもの。

個人の方はその住所地の市町村が発行する市町村民税の納税証明書を、また、法人の方は、その住所地の市町村が発行する法人市民税の納税証明書を提出してください。

・上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

・提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

6 買受人決定方法

(1) 落札者の決定

・有資格者が1名の場合は、当該有資格者を買受人とし、入札は実施しません。

売買価格は予定価格（最低売却価格）とします。

・有資格者が2名以上の場合は、公開入札により買受人を決定します。

・開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。

・落札者は、次の①②の方法により決定します。

① 有効な入札を行った方のうち、入札書に記載された金額が、甲賀市が定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

② ①に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

・開札後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者にお知らせします。

(2) 留意事項

- ・市有地売払入札の詳細については別紙「市有地売払入札要綱」をご覧ください。
- ・入札保証金は、落札者以外の方には落札者が決定した後に、落札者に対しては契約を締結した後に還付します。
- ・入札保証金には、利子を付けません。

入札の場合

○入札予定日 令和8年6月29日(月) 10時00分～

場所：甲賀市役所 別館2階 会議室201

※時間に遅れたときはいかなる理由があっても失格とします。

◎入札となった場合、入札後に落札者に対し契約の説明を行います。

◎入札にはご本人が参加してください(やむを得ず代理人が参加される場合は入札前に委任状の提出をお願いします)。

7 契約の締結・売買代金の支払い・所有権の移転登記

- ・市と買受人との売買契約は、当該物件の入札実施日から10日以内に、甲賀市総務部管財課において、甲賀市有財産売買契約書により締結しなければなりません。

注：売買契約は、必ず「買受人」名義で締結してください。

共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

- ・買受人が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、この場合は納付された入札保証金を返還しません。
- ・買受人は、売買契約締結と同時に、契約保証金(売買代金の100分の30に相当する額)を納付することが必要です。ただし、買受人が納付された入札保証金を、買受人の申出によって契約保証金の一部に充当することができます。
- ・契約締結後、契約日から30日以内に、市が発行する納入通知書で残額を全額納付しなければなりません。
- ・契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。
- ・所有権移転登記の手続きは、買受人に行っていただきます。売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転することができます。
- ・買受人は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ・契約締結後、契約金額を甲賀市役所3階の情報コーナーで公表します。(氏名・住所等は個人情報保護のため、公表しません。)

8 その他お知らせ事項

- ・契約に要する収入印紙(市保管用のもの1部に貼付する分)、所有権移転登記に要する登録免許税、登記手数料、取得後の不動産取得税、土地取引後の公租公課(固定資産税等)、電気、上・下水道、ガスの引込経費、水道加入負担金、下水道受益者負担金及び施設除去費等の一切の費用は、買受人に負担していただきます。所有権移転登記も買受人が行っていただきます。

- 売却地の引渡しは現状のままで行いますので、周辺の状況、車道からの乗り入れ、地盤の高さ、日照、電柱、施設等についても、必ず事前に現地を確認し、関係機関に問い合わせる等の調査を行ってください。また、物件の地下埋設物及び地盤調査は行っていません。
- 本契約締結後、売買物件の数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- この市有地売却要領は「甲賀市市有財産の処分に関する要綱」に基づいて作成していますので要綱も併せてご覧ください。

9 お問い合わせ先

この市有地売却についてのお問合せは下記までお願いします。

甲賀市役所 総務部 管財課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

TEL : 0748-69-2125 (直通)

FAX : 0748-63-4561